

【職場体験活動 事業所向けQ & A】

中学生の3～5日間の職場体験活動について

1 「仙台自分づくり教育」の必要性～子どもたちの生活実態から～

現代の子どもたちは生活経験そのものが非常に限られたものになってきており、生活の中で人々が働く様子を目にしたり、家庭の中で働くことを体験したりすることが極端に少なくなっているという現状があります。また、戸外で遊ぶ機会が少なくなり、地域等において異年齢者とのかかわる機会が減少してきているという傾向もあります。このような中で、人との触れ合いをとおして様々なことを学んだり、働く実感を持ったりすることが非常に難しくなっています。それが一つの背景となり、学校で学ぶ意味が実感できていない、心が十分に育まれていないなどの問題が起きてきています。

仙台市では、人とのかかわりを大切にしていくなかで、生徒の勤労観・職業観、自立の力を育み、確かな学力の向上を図るために「仙台自分づくり教育」を推進しています。その一つとして中学生における「3～5日間の職場体験活動」を実施します。

2 実施のねらい

この活動には、学校・家庭・地域社会が一体となり、実践を通して、地域の子どもたちを育てていきたいとの願いがあります。言い換えれば、地域の優れた教育力との連携です。地域の方々と協力しながら、子どもたちの未来に向けて、一人一人に勤労観・職業観を育み、自立の力を付けるための教育を推進していくことを目的としています。地域における職場体験活動を通して、心を育み、主体的に自己の在り方や生き方を見つめさせること、また、地域の方々と子どもたちのつながりを深めていくことを目指しています。

3 具体的な内容

- (1) 職場体験活動の内容
通常業務で中学生にできる活動に当たらせてください。
- (2) 職場体験活動の期間
連続3～5日間にわたる体験活動
- (3) これまでの実践から～具体的な受け入れの事例～
別紙「ブックレット」をご参照ください。

4 生徒への対応に関してお願いしたいこと（具体的事項）

別紙「事業所の皆様へ」をご参照ください。

5 その他

- (1) 事業所への謝金等
この体験活動は、誠に恐縮ですが、ボランティアにて、お願いをしております。
- (2) 生徒の保険
万が一、生徒が活動中にけが等をした場合、あるいは、事業所の方にけがを負わせたり、物品を破損してしまったりした場合などに備え、傷害保険と損害賠償保険を掛けての実施になることを申し添えます。

6 職場体験活動終了後のアンケートの依頼

貴所様への簡単な感想・アンケート等を予定しております。忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

事業所の皆様へ

3～5日間の職場体験活動受け入れに際し、ご配慮をお願いしたいことをQA方式でまとめました。職場体験活動実施中に、以下の点についてご配慮をお願いいたします。ただし、学校の実態等により、細部で多少変更せざるを得ない点が出てくることをお含みおきいただければ幸いです。

I 生徒の活動や勤務について

Q 1. どの程度の人数でどのくらい活動させたらよいのか？

新入社員、見習いのつもりで活動させてください。ただし、中学生にとって危険度の高い作業は避けてください。体験充実のため、できれば少人数での受け入れをお願いいたします。

Q 2. 9時～15時までの活動時間は厳守しなければならないのか？

1日6時間程度であれば、貴所の勤務時間の実情に合わせていただいて結構です。休憩時間や退所時刻等は、弾力的に設定していただいて構いません。

Q 3. 作業時の服装は？

原則は、学校で決めた標準服（制服）やジャージですが、体験内容により服装も異なるので、貴所のご指示に従います。

Q 4. 生徒が時間になっても来ないし、連絡もない時は？

学校まで連絡をお願いいたします。学校で対処いたします。

事前指導で、欠勤、遅刻、早退の場合は、生徒の保護者から直接貴所に連絡して許可をいただくとともに、学校へも連絡するように指導しております。

Q 5. 生徒が早退を申し出たら？

理由をはっきりと本人の口から言わせてください。理由が分かれば、その旨を学校にご連絡ください。学校で対処いたします。

自分の言葉でしっかり伝えることもこの職場体験活動では大きな学習の一つと捉えております。なお、事前に分かっている場合は、学校から連絡（電話又は手紙）を差し上げるようにしております。

Q 6. 生徒が遅刻した時は？

理由をはっきり本人の口から言わせてください。

事前に、決められた時刻の10分前には貴所様に着くよう指導しております。

Q 7. 生徒が途中外出を申し出た時は？

原則として禁止していますが、貴所、指導者の方が、事情によってやむを得ないと判断された場合は、その判断にお任せいたします。

交通安全には十分注意するよう、お声掛けいただければ幸いです。

Q 8. 職場が定休日である時は？

特にご配慮は必要ありません。学校に登校し、報告書、日誌の記入等の活動をする事になっていきます。

Q 9. 生徒が欠勤、遅刻、早退した場合の、事後の取り扱いは？

活動日の代替措置や活動予定時間以外での埋め合わせをしていただく必要はありません。

学校の出席簿は、通常の欠席、遅刻、早退の扱いになります。

Q 10. 仕事の特性上、検便検査が必要な時は？

検便検査は学校で一括して行いますので、仕事の特性上、必要と思われる場合は早めに学校にお申し出ください。検査結果を知りたい場合も同様にお申し出ください。

II 活動中の事故等やトラブルについて

Q 11. 生徒がケガをしたり、病気になった時は？

緊急の場合は、ためらわず救急車を呼んでください。特に、首より上、頭部や目に衝撃を受けたような場合は、必ずお願いいたします。また、学校にもご連絡願います。学校でもすぐに対応いたします。

Q 12. 生徒が物を壊したり、貴所関係の方に怪我を負わせてしまった時は？

軽微なことでも遠慮なく学校にご連絡ください。学校で責任をもって対応させていただきます。

※本体験活動実施に当たっては、生徒は傷害保険、損害賠償保険に加入しています。傷害保険は職場体験活動の行き帰りも含め、怪我等をした場合、通院した日数分の保険料が支払われます。寄り道等は対象外となります。また、損害賠償保険は生徒が事業所の方に怪我を負わせたり、物品を誤って破損した場合に保険適用となります。故意に行った場合や生徒自身の持ち物に関しては適用されません。

Q 13. 生徒が生意気でいうことを聞かない時は？

遠慮せず、従業員のもつりでもどンドン注意、指導していただいて構いません。

実社会における是々非々を学び、自分に足りないところに気付くことがこの体験での重要な学びになります。なお、このような場合には、早めに学校にもご連絡をください。学校としても指導いたします。

Q 14. 生徒がトラブルを起こして帰ってしまった時は？

学校へご連絡ください。生徒、家庭には学校で対処します。

Q 15. 生徒が、従業員やお客様とトラブルを起こした時は？

まず、指導者又は責任者の方で対応していただいた後に、学校にご連絡ください。謝罪、本人への指導、弁償等、学校として対処させていただきます。

Q 16. 生徒がジュースやおやつ、ガム等を食べていた時は？

授業の一環です。やめるよう、ご指導ください。その後、学校へご連絡ください。

Q 17. 生徒の私語が多い、疲れた等の前向きではない言葉を繰り返し発する時は？

働く上で我慢すべきことがあることを含め、毅然とご指導いただいて構いません。

特にQ 16・17につきましては、事前に学校で十分に指導いたしますが、目に余る場合は、すぐご指導いただいた上、学校にご一報ください。その場で指導することが効果的ですので、ご協力願います。学校でも対応を考え、並行して指導いたします。

Ⅲ その他

Q 18. 生徒がよく働いたので、何かお土産のような物を出したい時は？

「報酬はなし」ということになっております。金銭はもとより、昼食、おやつ等は、ご遠慮いたします。

昼食は各自弁当を持参することになっております。保育園で、昼食を園児と共に食べるような場合等も、昼食代は本人負担になっております。

Q 18. 友達や先輩が訪ねてきた時は？

不必要な面会は注意していただいて構いません。

本体験活動は、授業の一環です。また、勤務中であれば当然職務に専念することが求められますので、注意いただければと思います。

Q 19. 送迎については？

生徒の自宅から、貴所までの送迎はしないでください。

公共の交通機関等を使って職場へ通うことも、今回の体験の大きな学習の一つとなっております。

※貴所の車等で移動が必要な場合（例えば、移動しながらの廃品回収、市場でのセリ等）は、必ず事前に学校に予定を伝え、学校長、保護者の許可を得てください。学校が把握していない場合、怪我をしたり、事故に遭っても保険の対象にはならない可能性があります。

Q 20. 先生は見に来ますか？

生徒が活動している間に本校の教職員が訪問させていただきます。お世話になっていることへのご挨拶、及び生徒の様子を見させていただくためです。また、活動の記録のための写真撮影を予定しておりますので、ご配慮をいただければ幸いです。

訪問時間や撮影については、学校より事前にご連絡させていただきます。不都合な点は、学校にお知らせください。

Q 21. 活動日誌について

活動中、生徒が活動日誌を記入します。活動終了後15分程度、書く時間をとっていただければ幸いです。

体験を振り返り、一日の自分を見つめさせるために、活動日誌への記入を課しています。